仕様書

IoT 推進部

１．件名

Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AI システム開発促進事業／データ利活用推進のための新たなガバナンスモデル策定に関する検討

２．目的

我が国が提唱する Society5.0 が「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステム」を前提としているように、我々の社会において、サイバー空間は、もはやリアルな空間に従属するものではなく、リアルな空間と対をなすもう一つの世界となりつつある。

社会のデジタル化がもたらす技術発展や産業構造のレイヤー化に伴い、これまで国家が法により担保してきた安全、プライバシー、公正な競争環境といった法益の実現において、アーキテクチャやコードが重要な影響を与えるようになっていくと考えられる。しかし、伝統的な法とそれを執行する行政組織は、コードが形成するデジタル社会の実態を把握し、ルール策定・執行をするのに必ずしも最適な構造にはなっていない可能性がある。

その結果、①既存の法制度が新たな技術やアーキテクチャの変化に追いつけず、データ利活用を阻害してしまう、といった問題や、逆に、②既存の法制度やその法を執行する規制当局において、デジタル空間の変化に対応した仕組みや能力が不足し、保護すべき法益を確保できない、といった、いわゆるガバナンス・ギャップが今後拡大していく可能性がある。

「Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AI システム開発促進事業」では、Connected Industries 重点 5 分野を中心にデータ連携の実証やアーキテクチャの構築を行うが、以上のような状況を克服しつつ、データの利活用を更に推進し、その効果を最大化するためには、既存法制度を新たなデジタル技術やビジネスモデルに対応した形で見直すことについても検討する必要がある。

本調査事業では、デジタル社会にふさわしい新たなガバナンスモデルを策定することを目的とし、デジタル空間のアーキテクチャに即した実効的かつイノベーションを促進するような新たなガバナンスのあり方等を調査・検討する。

３．内容

Connected Industries 推進に向けて、デジタル時代におけるガバナンスの在り方について、既存の法制度の枠組に捉われることなく、国内外の幅広い関係者の知見を得ながら調査・検討を行う。詳細は以下の通り。

(1) 新たなガバナンスモデル策定に関する調査

新たなガバナンスモデルの全体像、デジタル技術の発展に伴う既存の法制度の見直し余地、既存の法制度に代わるトラスト確保の手段等について、法令等の文献調査、国内企業に対するヒアリング、（２）の有識者検討委員会を含む国内外の有識者の議論を踏まえつつ整理・検討し、今後必要となる対応策等についてまとめること。想定される主な論点は、次のア～カの通り。

ア．　新たなガバナンスモデルの全体像の提示

イ．　デジタル技術の発展に伴う既存業法の見直し

ウ．　デジタル社会のトラスト確保に関する検討

エ．　デジタル社会の取引ルールに関する検討

オ．　デジタル時代のコーポレートガバナンスに関する検討

カ．上記ア~オの見直しが社会に与える影響の評価

(2) 有識者検討委員会等の運営

新たなガバナンスモデルに関する検討を行うため、経済産業省が世界経済フォーラム日本事務所や関連省庁と協力して実施する有識者検討委員会の開催・運営に必要な業務を行うこと。具体的には以下の通り。なお、有識者検討委員会及び小委員会メンバーは、経済産業省が任命する臨時政策アドバイザー等によって構成される予定。また、別途公募する予定の調査事業「Society 5.0の実現に向けたアーキテクチャに関する検討」において開催する委員会（3～4回程度）において、各小委員会での議論を取り纏めて報告する予定。

・有識者検討委員会小委員会

- 小委員会設置数：3つ程度
- 1小委員会あたりの構成人数：5～6名
- 各分科会毎の開催回数：5～6回程度
- 開催場所：経済産業省もしくはNEDO会議室
- 主な構成員：経済産業省 臨時政策アドバイザー
- 主な業務：
  - 事務局資料作成および有識者からの資料収集
  - 会合・事前資料説明の日程調整・事務連絡
  - 打合せメモ／議事録の作成
  - 臨時政策アドバイザーを除く各委員への謝金・旅費支払
  - 委員会用資料の作成
  - 資料・報告書等の英訳及び対外発信
  - その他、別途経済産業省およびNEDOの指示によるもの。

4．調査期間

NEDOが指定する日から2020年3月19日まで

5．予算額

2,000万円以内

6．報告書

提出期限：2020年3月19日

提出部数：電子媒体CD－R（PDFファイル形式）　1枚

提出方法：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って提出のこと。

7．報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

8．その他

実施事項の内容や進め方、及び本仕様書に定めなき事項等については、NEDOと実施事業者が協議の上で決定するものとする。

以上